

## 日本地球掘削科学コンソーシアム規約（選挙用抜粋版）

### （目的）

第2条 地球掘削科学とは、地下から試料やデータを得る掘削という手法が地球惑星システムの解明に寄与する全ての科学分野とする。

2 コンソーシアムは、地球掘削科学を総合的・計画的に推進するため、産官学民の研究機関、法人及び団体（以下「研究機関等」という。）並びに研究者、技術者、教育者、メディア関係者等（以下「研究者等」という。）の自発的な集合・運営のもと、地球掘削科学の推進に係る企画を提案するとともに、各研究機関等及び研究者等が実施する活動の有機的な連携を図り、もって地球掘削科学の発展に寄与することを目的とする。

### （活動）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地球掘削科学に関する科学計画の作成及び作成支援
- (2) 会員等が実施する地球掘削科学に関する活動の有機的な連携
- (3) 国際深海科学掘削計画（IODP）及び国際陸上科学掘削計画（ICDP）並びに我が国が参加する地球掘削科学に関する国際プロジェクトへの支援及び協力
- (4) 地球掘削科学に関する普及広報及び教育活動の実施
- (5) 地球掘削科学の推進に資する研究教育基盤の検討と提案
- (6) 前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言
- (7) 地球掘削科学に関する内外の関係機関、団体等との交流及び協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

### （部会）

第13条 コンソーシアムは、第3条に定める活動を円滑かつ効果的に推進するため、複数の会員の集合により構成される部会を設置する。

2 部会は、会員総会で決定された活動計画及び理事会で決定された執行方針に基づいて活動する。

3 部会には、第14条第1項第(2)号に定める部会長及び部会長が指名する若干名で構成する執行委員会を置く。執行委員会は、部会の活動を取りまとめ、会務の執行を主導する。また、部会の運営及び活動に関わる事柄について協議し、必要に応じて理事会に提案する。

- 4 部会の設置にあたっては、5名以上の正会員代表担当者の署名により、部会長の候補者名を記載した設立申請書を会長に提出するものとする。設立申請に基づき、理事会で部会設立を審査し、会員総会で承認する。
- 5 会員は1つ以上の部会に所属することを原則とする。所属する部会は、コンソーシアム入会時に入会申込書に明記するものとする。既にコンソーシアムに入会している会員が、それまで所属していなかった部会に新たに加入する場合、及びそれまで所属していた部会より脱退する場合には、コンソーシアムの定める所定の手続きを取るものとする。
- 6 部会の組織・運営の詳細については、部会ごとに別に定める。

#### (役員の設定)

第14条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 部会長 各部会につき1名
- (3) 理事 7名以上11名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

- 第15条 会長は、正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票により決定する。
- 2 部会長は、当該部会を構成する正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票又は会員総会での議決により決定する。
  - 3 理事及び監事は、正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票又は会員総会での議決により決定する。
  - 4 監事は、他の役員又は部会の執行委員を兼ねることはできない。
  - 5 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

#### (会長の職務)

第17条 会長は、コンソーシアムを代表し、本規約に定めるところにより、コンソーシアムの会務を整理・総括する。

#### (部会長の職務)

第18条 部会長は、各部会を代表し、本規約及び部会ごとに別に定める規則により、部会の会務を整理・総括する。

(理事の職務)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、本規約に定めるもののほか、会員総会で承認された活動計画に従って、具体的な会務執行方針の審議及び決定を行う。
- 2 理事のうちに総務担当理事、科学戦略担当理事、財務担当理事、外務担当理事、広報教育担当理事を置く。各担当理事は、自らの所掌する会務に関して、理事会での審議及び方針決定を主導し、また決定した方針の執行について監督・助言する。
  - 3 総務担当理事は2名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
    - (1) 会員の維持・拡大及び会員の状況に関する情報収集に関すること
    - (2) 会員間の情報共有に関すること
    - (3) 会員総会及び理事会の開催に関すること
    - (4) 理事の業務のうち、他の理事の業務に含まれないもの
  - 4 科学戦略担当理事は2名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
    - (1) 地球掘削科学の発展に寄与する戦略に関すること
    - (2) 会員等が実施する地球掘削科学に関する活動の有機的な連携を促進する戦略に関すること
    - (3) 地球掘削科学に関する科学計画の作成及び作成支援に関すること
    - (4) 地球掘削科学の推進に資する研究基盤の検討及び提案に関すること
    - (5) 前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言に関すること
  - 5 財務担当理事は1名とし、次の会務を所掌する。
    - (1) 会費の徴収に関すること
    - (2) コンソーシアムの資産の管理に関すること
    - (3) 会計の業務に対する監督及び助言
  - 6 外務担当理事は1名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
    - (1) 我が国が参加する国際プロジェクトへの支援及び協力に関すること
    - (2) 地球掘削科学に関する内外の関係機関、団体等との交流及び協力に関すること
  - 7 広報教育担当理事は1名以上2名以内とし、次の会務を所掌する。
    - (1) コンソーシアムの広報に関すること
    - (2) 地球掘削科学に関する普及広報及び教育活動の実施に関すること

(監事の職務)

- 第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) コンソーシアムの会務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 会長、部会長及び理事の職務執行を監査すること。

- (3) 会員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事会が会員総会に提出しようとする議案及び報告を調査すること。
- (5) 会長、部会長又は理事が法令又は本規約に違反する行為、若しくはそれに準ずる不正と認められる行為をしたと認めるときは、これを会員総会に報告すること。
- (6) コンソーシアムの活動において、法令又は本規約に違反する事実があると認めるときは、これを会員総会に報告すること。